

改正

平成29年3月31日規則第9号

天理市政治倫理審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、天理市政治倫理条例（平成23年3月天理市条例第1号）第11条第1項に規定する天理市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、審査会の定める用紙に自己の住所、氏名及び年齢を自署し、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴席が満員になったときは、入場することができない。

3 集団で傍聴しようとする場合において、その集団が入場することにより他の傍聴人の席が著しく少なくなると認めるときは、会長は、その数を制限す

ることができる。

(傍聴券の発行)

第5条 会長は、傍聴席の整理上必要があると認めるときは、傍聴券を発行し、傍聴人の数を制限する。

2 前項の規定により傍聴券を発行したときは、傍聴券を持たない者は、入場することができない。

(傍聴席に入場することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 酒気を帯びた者

(2) 凶器その他危険なものを持っている者

(3) 旗、のぼり、プラカード等を携帯している者

(4) 前3号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱すおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴中次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 飲酒又は喫煙をすること。

(3) 拍手その他の方法で、会議に批評を加え、又は可否を表すこと。

(4) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすような行為をすること。

(写真撮影等の申出)

第8条 会議中において写真の撮影、録音、放送又はこれらに類する行為をしようとするときは、あらかじめ会長に申し出て許可を得なければならない。

(退場等の指示)

第9条 第4条から前条までの規定に違反する者がいるときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、総務部総務課で処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。